



日二新聞

定價一匁

第九輯

西垣文庫
文庫10
7357
5

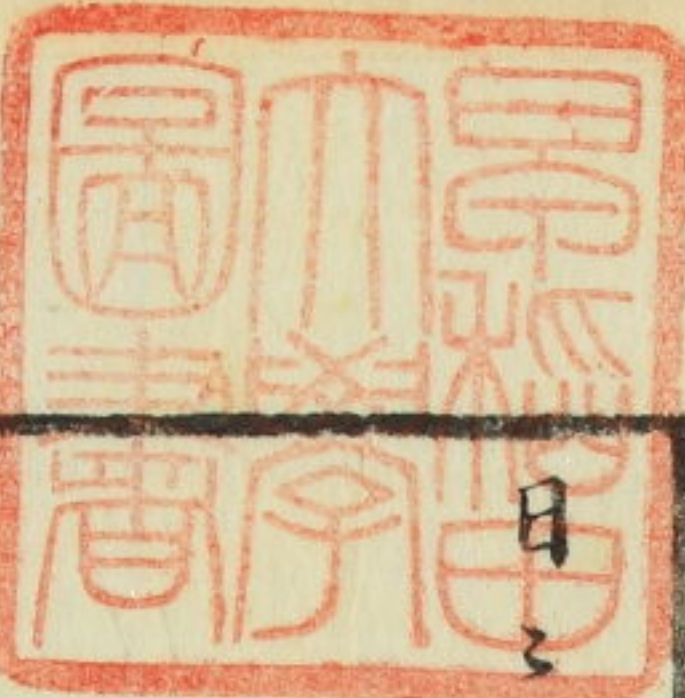


特 文庫10
7357
5

新聞第九輯

辰五月六日出板

西垣文庫



○奥羽并野州辺雜報

仙臺の一門伊達筑前の人教官軍へ向て砲發したりとの風説世上は専らられとも全く虚説なりされとも是は似寄の事なり其次弟ハ兼て別家伊達の兵士の弱兵なりと官軍ハ勿論本藩の兵士迄も此と愚弄する所と甚しかりしや大に奮激して近頃ハ會津庄存を除くの外奥羽の内伊達筑前の兵士はと強きハありといふはと盛なりたる由然りと愚弄する所と尚止まず

バツつら勢ひと見せくれんと思ひ居ける内追會と一
て參謀方操出せしうバハ我ガ猛威を示すハ屈竟
の時ありと命令とも待たずして先ニ進み不意ニ横合
より會兵へ砲發したる由されとも味方ニ砲發之令未
と下さるる内突然と横合より打出せしより筑前
の兵隊ハ裏切せしたるをらんと一時思はれたるなりさ
れと全く勢と示さんぐ為のみよして他ニ異心なき事
顕然たり恐くハ此等の事件を聞けやまりて官軍ニ向
ひ砲發したるかと世上ニ風説するあふんと奥州の或
藩士の物語りなり

日々新聞第九輯

辰五月六日出板

○奥羽并野洲辺雜報

仙臺の門伊達筑前の人教官軍へ向て砲發したる
の風説世上ニ専らわれとも全く虚説なりされとも是
ニ似寄の事なり其次弟ハ兼て別家伊達の兵士ハ弱兵
なりと官軍ハ勿論本藩の兵士迄も此と愚弄するかと
甚しかりしゆ人大ニ奮激して近頃ハ會津庄府を除く
の外奥羽の内伊達筑前の兵士はと強きハありといふ
はと盛なりたる由然るニ愚弄するかと尚止すされ

バツつう勢ひと見せくれんと思ひ居ける内追會とて参謀方操出せしうバ大ハ我ガ猛威と示すハ屈竟の時ちりと命令とも待たずして先ニ進み不意ニ横合より會兵へ砲發したる由されとも味方ニ砲發之令未と下さしる内突然と横合より打出せしより筑前ノ兵隊ハ裏切せしたるならんと一時思はれたるなりされと全く勢と示さんぐ為のみよりて他ニ異心ある事顕然たり恐くハ此等の事件と聞ゆやよりて官軍ニ向ひ砲發したるかと世上ニ風説するあふんと奥州の或藩士の物語りなり

○ 先頃日光辺へ屯集したる脱兵 組下會津庄内の脱藩及当三月中江戸屋敷引拂越後の國新發田辺ニ屯集したる衆名の脱藩とせし五六百人斗り閏四月廿一二日の頃同國青海（海岸）と（小所）にて官軍と戦争及より由勝敗ハ種々の説ありて未其確報と得されハ茲ニ記さず

○ 同月廿五六日頃日光海道大田原宿にて官軍と脱走兵の内一番傳習兵五百人と戦争ありたり此日の戦

ハ余程の苦戦にて傳習兵の働き實にめざましかりし
と云う大鳥圭介の指揮しハ巧み以當節ハ圭介の手
とえちれて一隊とち獨立して追々進む模様なりと
いふ未詳なりし

○

五月二日夜石州濱田の藩士江戸屋敷に住居せしもの
九十人脱走いふせし由此兵士の何れも戦場事なれ
たる誠の勇士なりと其外諸藩追々脱走する者多しと
の風説かまびし

○

會社伏啓

第六輯に榊原殿徳川氏の運送船長鯨丸乗り玉ひて
四月廿二日房州より歸府いたされるといふまこと
載せたり然るに他の船に乗り給ひて歸府いとさ
れたるにて全く長鯨丸といふされと長鯨丸も同日
品川沖歸帆せしや傳者の誤りにて斯に記せたり
然るに右船の乗組中より尤の通り其非と難して督責
せられたりこの誠吾會社の幸慶といふべし若此責を
うりせし謬誤を傳て人を欺くやべし素より書載す
るにいあるだけ確説を取らぬものおれとも尋々中へ傳

者の誤りなきも巧み希く四方の君子もさ
るふとを見玉ひ、速に其非を尤の書肆につけて其謬誤
と傳ふのそしめを負ひかぶり先んふととよつて茲に
公然と其罪を謝して普く世の看官を告ぐ

小石川傳通院前書肆 雁金屋清吉

○
其新聞紙社中虚誕之説尋さハ姑らく措て不論我徳川
海軍の事と記了事往々無根之説と書載せ就中第六号
中、徳川運送船長鯨丸事去月廿二日柳原殿并其兵隊
と房州より品海迄乗せ来り一杯全跡方もなき空言と

拙者共、於ても甚不快、存、以後右様之虚説を妄記
いたし、以、俊堅く差由、右等、ハ船中一同之氣合、も
關、り、不容易、俊、此段吃度申入置、

徳川運送船

長鯨丸

乗組

日、新聞社中

○
本文之文言其終直、其日、新聞へ載せ長鯨乗組中へ
可謝妄言之罪、

三州の或る藩駿遠参、三ヶ國の由取締を命せしむ。此用
掛の人ハもと新井の本陣の某共、一旦同家と脱藩し
る。山本某兩人の由

○ 羽州山形へ庄内の人数押寄たりとあり。君公苗守より
詮方なくひそり、其人數と城内へ操入せしむるよし

○ 奥州伊達郡川俣衆折ふその外すべて是より由代官支
配の向ハ六の度不残 天朝へ召上らせへ。旨奥
羽鎮撫総督九條殿より仰せしむ。夫共のへ。昨冬

より取立置り、年貢金等おとしく封印し右由領地と
とも、仙臺へ預けらむたり。あるは川俣の由代官森
孫三郎ハ王臣となりて名目を郡司代と改免その由領
地ハ是迄の通り支配せらむとて仰付らむ。仍て
其年貢金ホも自分の手許へ預り置り。如何の所為な
らや其金子大半紛失し。是ハ配下の百姓とも六の事
を聞か大に怒り。け柳なり不取締の倭奸吏ハ支配
を受けトとして既より一揆も起らんとす。の勢なり。り
由又奥州塙たまはの由代官多田鏡三郎ハ六の度 天朝
より支配所をハ召上げられへ。きとの命令あり。是ハ

詮方多く其支配高人別花は昨年以來取立置一年貢等
細密より志すへ官軍へ引渡し已八固より潔く取
片付て近き歸府せしむよ

